

**令和7年第4回泉南市議会定例会議案補助資料**

**新旧対照表**



## 資料一覧表

(令和7年12月3日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	3	泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議 案	4	泉南市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議 案	5	泉南市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
議 案	6	報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	19
議 案	7	泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	21
議 案	8	泉南市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	27



議案第3号補助資料 泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例新旧対照表

第1条 泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 泉南市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 泉南市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>

第2条 泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額とする。</p>	<p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額とする。</p>



議案第4号補助資料 泉南市印鑑登録及び証明に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第14条 前条第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機で、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に個人番号カード又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2 第4項第2号</u>に規定する移動端末設備で、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。以下同じ。）を利用して必要な事項を入力する方法により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第14条 前条第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機で、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に個人番号カード又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2 第4項第3号</u>に規定する移動端末設備で、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。以下同じ。）を利用して必要な事項を入力する方法により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>



議案第5号補助資料 泉南市個人番号の利用に関する条例新旧対照表

改正前	改正後												
<p><u>泉南市個人番号の利用に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>泉南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用<u>及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p>												
	<p><u>(特定個人情報の提供)</u></p> <p><u>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</u></p>												
<p>(規則への委任)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p>	<p>(規則への委任)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">機関</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">1 市長</td> <td style="padding: 5px;"><u>重度障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2 市長</td> <td style="padding: 5px;"><u>ひとり親家庭の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるも</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	1 市長	<u>重度障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	2 市長	<u>ひとり親家庭の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるも</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">機関</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">1 市長</td> <td style="padding: 5px;"><u>泉南市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年泉南市条例第30号）による重度障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2 市長</td> <td style="padding: 5px;"><u>泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年泉南市</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	1 市長	<u>泉南市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年泉南市条例第30号）による重度障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	2 市長	<u>泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年泉南市</u>
機関	事務												
1 市長	<u>重度障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>												
2 市長	<u>ひとり親家庭の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるも</u>												
機関	事務												
1 市長	<u>泉南市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年泉南市条例第30号）による重度障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>												
2 市長	<u>泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年泉南市</u>												

改正前		改正後	
	の		<u>条例第7号)によるひとり親家庭の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>
3 市長	<u>子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	3 市長	<u>泉南市子どもの医療費の助成に関する条例(平成6年泉南市条例第25号)による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>
4 市長	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	4 市長	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
(略)		(略)	
6 市長	<u>特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	6 市長	<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>
(略)		(略)	
8 市長	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	8 市長	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく避難行動要支援者名簿作成に関する事務であって規則で定めるもの	9 市長	市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者(市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。)を特定する固有の番号を付番し、管理するもの(以下「住登外者宛名番号管理機能」という。)による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
10 教育委員会		10 教育委員会	泉南市就学援助規則(平成17年泉南市教育委員会規則第4号)による就学援助(医療費を除く。以下同じ。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
11 教育		11 教育	泉南市特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で

改正前		改正後	
		委員会	定めるもの
12 教育委員会		住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	重度障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、障害者関係情報、住民票関係情報
2 市長	ひとり親家庭の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、障害者関係情報、住民票関係情報
3 市長	子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、障害者関係情報、住民票関係情報
4 市長	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報
5 市長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規	生活保護関係情報、地方税関係情報、児童手当関係情報、

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	泉南市重度障害者の医療費の助成に関する条例による重度障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。） (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。） (3) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）

改正前			改正後		
	則で定めるもの	特別児童扶養手当関係情報、障害者関係情報、住民票関係情報			(4) 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）
6 市長	特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、障害者関係情報、住民票関係情報			(5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）
7 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、介護保険給付等関係情報、医療保険給付関係情報、住民票関係情報			(6) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）
8 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者関係情報、医療保険給付関係情報、住民票関係情報			(7) 泉南市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「子ども医療関係情報」という。）
9 市長	災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿作成に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報、障害者関係情報、住民票関係情報			(8) 泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親医療関係情報」という。）
					(9) 住登外者宛名番号管理機

改正前	改正後		
			能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）
2 市長	泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険給付関係情報 (2) 生活保護関係情報 (3) 地方税関係情報 (4) 児童扶養手当関係情報 (5) 障害者関係情報 (6) 住民票関係情報 (7) 子ども医療関係情報 (8) 泉南市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「重度障害者医療関係情報」という。） (9) 住登外者宛名情報	
3 市長	泉南市子どもの医療費の助成に関する条例による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険給付関係情報 (2) 生活保護関係情報 (3) 地方税関係情報 (4) 児童扶養手当関係情報 (5) 障害者関係情報 (6) 住民票関係情報 (7) ひとり親医療関係情報 (8) 重度障害者医療関係情報 (9) 住登外者宛名情報	
4 市長	児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 児童扶養手当関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 住民票関係情報	

改正前	改正後		
		(4) 住登外者宛名情報	
5 市長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 児童手当法による児童手当の支給に関する情報 (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報 (5) 障害者関係情報 (6) 住民票関係情報 (7) 住登外者宛名情報	
6 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報 (2) 障害者関係情報 (3) 住民票関係情報 (4) 住登外者宛名情報	
7 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。） (4) 医療保険給付関係情報 (5) 住民票関係情報 (6) 住登外者宛名情報	
8 市長	地方税法その他の地方税に関する	(1) 生活保護関係情報	

改正前	改正後		
		法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(2) 介護保険給付等関係情報 (3) 障害者関係情報 (4) 医療保険給付関係情報 (5) 住民票関係情報 (6) 住登外者宛名情報
9 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	法別表の各項の下欄に掲げる事務、法第9条第1項に規定する準法定事務及び別表第1の各項（9の項から12の項までを除く。）の右欄に掲げる事務において保有する情報	
10 市長	法別表の各項の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務	住登外者宛名情報	
11 教育委員会	泉南市就学援助規則による就学援助の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報	
12 教育委員会	泉南市特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報	
13 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	法別表の各項の下欄に掲げる事務、法第9条第1項に規定する準法定事務及び別表第1の各項（10の項及び11の項に限る。）の右欄に掲げる事務において保有する情報	
14 教育	法別表の各項の下欄に掲げる事務	住登外者宛名情報	

改正前	改正後		
	委員会	及び法第9条第1項に規定する準法定事務	
<u>別表第3（第5条関係）</u>			
	情報照会機関	事務	情報提供機関
1 市長	住登外者宛名番号 管理機能による住 登外者の情報の管 理に関する事務で あって規則で定め るもの	教育委員会	住登外者宛名情報
2 教育委員会	泉南市就学援助規 則による就学援助 の支給に関する事 務であって規則で 定めるもの	市長	(1) 生活保護関係 情報 (2) 地方税関係情 報 (3) 住民票関係情 報 (4) 住登外者宛名 情報
3 教育委員会	泉南市特別支援教 育就学奨励費の支 給に関する事務で あって規則で定め るもの	市長	(1) 生活保護関係 情報 (2) 地方税関係情 報 (3) 住民票関係情 報 (4) 住登外者宛名 情報

改正前	改正後		
	4 教育委員会 住登外者宛名番号 管理機能による住 登外者の情報の管 理に関する事務で あって規則で定め るもの	市長	住登外者宛名情報



議案第6号補助資料 報酬及び費用弁償条例新旧対照表

改正前		改正後	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
(略)		(略)	
開票管理者	一選挙 12,500円	投票所の投票管理者	一選挙 12,500円
			日額 12,500円
投票所の投票立会人	職務時間が7時間を超える者 日額 12,500円	投票所の投票立会人	職務時間が7時間以下の方 日額 6,250円
	立会時間が7時間を超える者 日額 11,500円		立会時間が7時間以下の者 日額 5,750円
期日前投票所の投票管理者	職務時間が6時間を超える者 日額 11,500円	期日前投票所の投票立会人	職務時間が6時間を超える者 日額 12,800円
	職務時間が6時間以下の者 日額 5,750円		職務時間が6時間以下の者 日額 6,400円
期日前投票所の投票立会人	立会時間が6時間を超える者 日額 10,500円	期日前投票所の投票立会人	立会時間が6時間を超える者 日額 10,900円
	立会時間が6時間以下の者 日額 5,250円		立会時間が6時間以下の者 日額 5,450円
開票立会人		開票立会人	
(略)		(略)	



議案第7号補助資料 泉南市手数料条例新旧対照表

改正前			改正後		
(徴収に係る事項等)			(徴収に係る事項等)		
	手数料を徴収する事項	単位及び金額		手数料を徴収する事項	単位及び金額
(略)			(略)		
46 介護保険法 (平成9年 法律第123 号。以下こ の項におい て「法」と いう。)に基 づく事務	法第70条第1項の指定居宅サービ ス事業者の指定の申請(法第72条 の2第1項に規定する共生型居宅 サービス事業者の特例に係る規定 の適用を受ける指定の申請を除 く。)に対する審査	1件につき30,000円	46 介護保険法 (平成9年 法律第123 号。以下こ の項におい て「法」と いう。)に基 づく事務	法第70条第1項の指定居宅サービ ス事業者の指定の申請(法第72条 の2第1項に規定する共生型居宅 サービス事業者の特例に係る規定 の適用を受ける指定の申請を除 く。)に対する審査	1件につき30,000円
	法第70条第1項の指定居宅サービ ス事業者の指定の申請(法第72条 の2第1項に規定する共生型居宅 サービス事業者の特例に係る規定 の適用を受ける指定の申請に限 る。)に対する審査	1件につき10,000円		法第70条第1項の指定居宅サービ ス事業者の指定の申請(法第72条 の2第1項に規定する共生型居宅 サービス事業者の特例に係る規定 の適用を受ける指定の申請に限 る。)に対する審査	1件につき10,000円
	法第70条第1項の指定居宅サービ ス事業者の指定の申請(法第72条 の2第1項に規定する共生型居宅 サービス事業者の特例に係る規定 の適用を受ける指定の申請を除 く。)及び法第115条の2第1項 の指定介護予防サービス事業者の 指定の申請(法第115条の2の2 第1項に規定する共生型介護予防	1件につき35,000円		法第70条第1項の指定居宅サービ ス事業者の指定の申請(法第72条 の2第1項に規定する共生型居宅 サービス事業者の特例に係る規定 の適用を受ける指定の申請を除 く。)及び法第115条の2第1項 の指定介護予防サービス事業者の 指定の申請(法第115条の2の2 第1項に規定する共生型介護予防	1件につき35,000円

改正前		改正後		
	サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定の申請を除く。) が同時になされた場合 (当該2の申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に限る。) に対する審査		サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定の申請を除く。) が同時になされた場合 (当該2の申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に限る。) に対する審査	
	法第70条第1項の指定居宅サービス事業者の指定の申請 (法第72条の2第1項に規定する共生型居宅サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定の申請に限る。) 及び法第115条の2第1項の指定介護予防サービス事業者の指定の申請 (法第115条の2の2第1項に規定する共生型介護予防サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定の申請に限る。) が同時になされた場合 (当該2の申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に限る。) に対する審査	1件につき10,000円	法第70条第1項の指定居宅サービス事業者の指定の申請 (法第72条の2第1項に規定する共生型居宅サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定の申請に限る。) 及び法第115条の2第1項の指定介護予防サービス事業者の指定の申請 (法第115条の2の2第1項に規定する共生型介護予防サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定の申請に限る。) が同時になされた場合 (当該2の申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に限る。) に対する審査	1件につき10,000円
	法第70条の2第1項の指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき10,000円	法第70条の2第1項の指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき10,000円
	法第70条の2第1項の指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請及び法第115条の11において準用	1件につき10,000円	法第70条の2第1項の指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請及び法第115条の11において準用	1件につき10,000円

改正前		改正後	
	<p>する法第70条の2第1項の指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請が同時になされた場合 (当該2の申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に限る。)に対する審査</p>		<p>する法第70条の2第1項の指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請が同時になされた場合 (当該2の申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に限る。)に対する審査</p>
	<p>法第78条の2第1項の指定地域密着型サービス事業者の指定の申請 (法第78条の2の2第1項に規定する共生型地域密着型サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定の申請を除く。)に対する審査(事業所の所在地が本市の区域内にあるもの(以下、この項において「区域内事業者」という。)に限る。)</p>	1件につき30,000円	<p>法第78条の2第1項の指定地域密着型サービス事業者の指定の申請 (法第78条の2の2第1項に規定する共生型地域密着型サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定の申請を除く。)に対する審査(事業所の所在地が本市の区域内にあるもの(以下、この項において「区域内事業者」という。)に限る。)</p>
	<p>法第78条の2第1項の指定地域密着型サービス事業者の指定の申請 (法第78条の2の2第1項に規定する共生型地域密着型サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定の申請に限る。)に対する審査(区域内事業者に限る。)</p>	1件につき10,000円	<p>法第78条の2第1項の指定地域密着型サービス事業者の指定の申請 (法第78条の2の2第1項に規定する共生型地域密着型サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定の申請に限る。)に対する審査(区域内事業者に限る。)</p>
	<p>法第78条の2第1項の指定地域密着型サービス事業者の指定の申請及び法第115条の12第1項の指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請が同時になされた</p>	1件につき35,000円	<p>法第78条の2第1項の指定地域密着型サービス事業者の指定の申請及び法第115条の12第1項の指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請が同時になされた</p>

改正前			改正後		
	<p>場合（当該2の申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に限る。）に対する審査（区域内事業者に限る。）</p>			<p>場合（当該2の申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に限る。）に対する審査（区域内事業者に限る。）</p>	
	<p>法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査（区域内事業者に限る。）</p>	1件につき10,000円		<p>法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査（区域内事業者に限る。）</p>	1件につき10,000円
	<p>法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請及び法第115条の21において準用する法第70条の2第1項の指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請が同時になされた場合（当該2の申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に限る。）に対する審査（区域内事業者に限る。）</p>	1件につき10,000円		<p>法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請及び法第115条の21において準用する法第70条の2第1項の指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請が同時になされた場合（当該2の申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に限る。）に対する審査（区域内事業者に限る。）</p>	1件につき10,000円
	<p>法第79条第1項の指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査</p>	1件につき30,000円		<p>法第79条第1項の指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査</p>	1件につき30,000円
	<p>法第79条の2第1項の指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査</p>	1件につき10,000円		<p>法第79条の2第1項の指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査</p>	1件につき10,000円

改正前		改正後			
	法第115条の2第1項の指定介護予防サービス事業者の指定の申請（法第115条の2の2第1項に規定する共生型介護予防サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定の申請を除く。）に対する審査	1件につき30,000円		法第115条の2第1項の指定介護予防サービス事業者の指定の申請（法第115条の2の2第1項に規定する共生型介護予防サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定の申請を除く。）に対する審査	1件につき30,000円
	法第115条の2第1項の指定介護予防サービス事業者の指定の申請（法第115条の2の2第1項に規定する共生型介護予防サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定の申請に限る。）に対する審査（区域内事業者に限る。）	1件につき10,000円		法第115条の2第1項の指定介護予防サービス事業者の指定の申請（法第115条の2の2第1項に規定する共生型介護予防サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定の申請に限る。）に対する審査（区域内事業者に限る。）	1件につき10,000円
	法第115条の11において準用する法第70条の2第1項の指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき10,000円		法第115条の11において準用する法第70条の2第1項の指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき10,000円
	法第115条の12第1項の指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査（区域内事業者に限る。）	1件につき30,000円		法第115条の12第1項の指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査（区域内事業者に限る。）	1件につき30,000円
	法第115条の21において準用する法第70条の2第1項の指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査（区域内事業者に限る。）	1件につき10,000円		法第115条の21において準用する法第70条の2第1項の指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査（区域内事業者に限る。）	1件につき10,000円

改正前		改正後	
	法第115条の22第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査	1件につき30,000円	法第115条の22第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査
	法第115条の31において準用する法第70条の2第1項の指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき10,000円	法第115条の31において準用する法第70条の2第1項の指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査
(略)			
		法第79条の2第1項の指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請及び法第115条の31において準用する法第70条の2第1項の指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請が同時になされた場合（当該2の申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に限る。）に対する審査	
(略)		1件につき10,000円	

議案第8号補助資料 泉南市下水道条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第6条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）の設計及び施工は、市長が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した排水設備工事指定業者（以下「指定業者」という。）で行わなければならない。<u>ただし、市において工事を実施するときはこの限りでない。</u></p>	<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第6条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）の設計及び施工は、市長が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した排水設備工事指定業者（以下「指定業者」という。）で行わなければならない。<u>ただし、市が実施する工事又は災害その他非常の場合において市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事についてはこの限りでない。</u></p>

